

I P 通信網サービス契約約款 別冊 【現改比較表】 2020年9月8日現在

～2020年9月7日

2020年9月8日～

▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))

料金表

第1表 料金 (付帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金

4 第6種契約に係るもの

4-1 適用

区 分	内 容				
(2) 品目及び細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 通信の態様による細目</p> <p>(イ) アクセス回線の細目等による区別</p> <p style="padding-left: 20px;">B タイプ4に係るもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 別</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>6 当社は、カテゴリ8又はカテゴリ9の提供にあたり、回線制御装置（IPoEルーター型に限ります。）を設置します。</p> <p>ただし、第6種契約者（カテゴリ8又はカテゴリ9に係る者に限ります。）は、当社の回線制御装置に代わるものとして当社が認めた自営端末設備に限りその自営端末設備を設置することができます。</p>	区 別	内 容	(略)	(略)
区 別	内 容				
(略)	(略)				

(ウ) IPアドレスによる区別

区 別	内 容
固定タイプ	特定のIPアドレスを使用するもの
動的タイプ	不特定のIPアドレスを使用するものであって、 下記 以外のもの
動的ライトタイプ	不特定のIPアドレスを使用するものであって、ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができないもの

備考

[1 IPアドレスに係る区別は、カテゴリ7からカテゴリ9に限り適用します。](#)

▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))

料金表

第1表 料金 (付帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金

4 第6種契約に係るもの

4-1 適用

区 分	内 容				
(2) 品目及び細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 通信の態様による細目</p> <p>(イ) アクセス回線の細目等による区別</p> <p style="padding-left: 20px;">B タイプ4に係るもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 別</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>6 当社は、カテゴリ8又はカテゴリ9の提供にあたり、回線制御装置（IPoEルーター型に限ります。）を設置します。</p> <p>ただし、第6種契約者（カテゴリ8又はカテゴリ9に係る者（IPアドレスによる区別が動的(ex)タイプに係る者を除きます。）に限ります。）は、当社の回線制御装置に代わるものとして当社が認めた自営端末設備に限りその自営端末設備を設置することができます。</p>	区 別	内 容	(略)	(略)
区 別	内 容				
(略)	(略)				

(ウ) IPアドレスによる区別

[A カテゴリ7のもの](#)

区 別	内 容
固定タイプ	(略)
動的タイプ	不特定のIPアドレスを使用するものであって、 動的ライトタイプ 以外のもの
動的ライトタイプ	(略)

～2020年9月7日

2020年9月8日～

2 当社は、カテゴリ8及びカテゴリ9には動的ライ
トタイプを提供しません。

B カテゴリ8又はカテゴリ9のもの

区 別	内 容
固定タイプ	特定のIPアドレスを使用するもの
動的(ex)タイ プ	不特定のIPアドレスを使用するもので あって、動的タイプ以外のもの
動的タイプ	不特定のIPアドレスを使用するもの

4-2 料金額

4-2-1 定額利用料

(6) カテゴリ7のもの
ア コースFに係るもの

イ コースMに係るもの

ウ コースGFに係るもの

料 金 額

別記14のEK060に係るものについてはコースFに係るものと同額とし、別記14のEM030に係るものについてはコースMに係るものと同額とします。

(7) カテゴリ8のもの
コースUに係るもの

1契約ごとに月額

区 分		料 金 額	
		標準プラン	ワイドプラン
固定タイプ	(略)	(略)	(略)
動的タイプ		(略)	(略)

(8) カテゴリ9のもの
ア コースFに係るもの

1契約ごとに月額

区 分		料 金 額	
		標準プラン	ワイドプラン
固定タイプ	(略)	(略)	(略)
動的タイプ		(略)	(略)

4-2 料金額

4-2-1 定額利用料

(6) カテゴリ7のもの
ア コースFのもの

イ コースMのもの

ウ コースGFのもの

料 金 額

別記14のEK060に係るものについてはコースFのものと同額とし、別記14のEM030に係るものについてはコースMのものと同額とします。

(7) カテゴリ8のもの
コースUのもの

1契約ごとに月額

区 分		料 金 額	
		標準プラン	ワイドプラン
固定タイプ	(略)	(略)	(略)
動的(ex)タイプ		7,500円 (8,250円)	10,500円 (11,550円)
動的タイプ		(略)	(略)

(8) カテゴリ9のもの
ア コースFのもの

1契約ごとに月額

区 分		料 金 額	
		標準プラン	ワイドプラン
固定タイプ	(略)	(略)	(略)
動的(ex)タイプ		12,400円 (13,640円)	15,400円 (16,940円)
動的タイプ		(略)	(略)

～2020年9月7日

2020年9月8日～

イ コースMに係るもの

1 契約ごとに月額

区 分		料 金 額	
		標準プラン	ワイドプラン
固定タイプ	(略)	(略)	(略)
動的タイプ		(略)	(略)

ウ コースGFに係るもの

料 金 額
別記14のEK060に係るものについてはコースFに係るものと同額とし、別記14のEM030に係るものについてはコースMに係るものと同額とします。

4-2-2 電子メールの利用の場合の定額利用料の加算額

(1) パターンA

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
(略)	(略)
備考	
1 当社は、パターンAを適用する電子メールを、カテゴリ1（タイプ2、タイプ3のコース1若しくはコース1の2、タイプ4のコース3、コースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10若しくはコースGF又はタイプ5（コース1の2を除きます。）であって、プラン1に限ります。）、カテゴリ2、カテゴリ3（タイプ5のコース2及びコース4、タイプ6及びタイプ7を除きます。）、カテゴリ5（タイプ3のコース1若しくはコース1の2又はタイプ4のコース3、コースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10若しくはコースGFであって、プラン1に限ります。）、カテゴリ6、カテゴリ7（タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン1、動的タイプ又は動的ライトタイプに限ります。）、カテゴリ8（タイプ4のコースUであって、プラン1又は動的タイプに限ります。）又はカテゴリ9（タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン1又は動的タイプに限ります。）に係る第6種契約者に限り提供します。	

第2表 工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））

1 適用

区 分	内 容
(11) 工事費の適用除外	次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。

イ コースMのもの

1 契約ごとに月額

区 分		料 金 額	
		標準プラン	ワイドプラン
固定タイプ	(略)	(略)	(略)
動的(ex)タイプ		10,150円 (11,165円)	13,150円 (14,465円)
動的タイプ		(略)	(略)

ウ コースGFのもの

料 金 額
別記14のEK060に係るものについてはコースFのものと同額とし、別記14のEM030に係るものについてはコースMのものと同額とします。

4-2-2 電子メールの利用の場合の定額利用料の加算額

(1) パターンA

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
(略)	(略)
備考	
1 当社は、パターンAを適用する電子メールを、カテゴリ1（タイプ2、タイプ3のコース1若しくはコース1の2、タイプ4のコース3、コースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10若しくはコースGF又はタイプ5（コース1の2を除きます。）であって、プラン1に限ります。）、カテゴリ2、カテゴリ3（タイプ5のコース2及びコース4、タイプ6及びタイプ7を除きます。）、カテゴリ5（タイプ3のコース1若しくはコース1の2又はタイプ4のコース3、コースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10若しくはコースGFであって、プラン1に限ります。）、カテゴリ6、カテゴリ7（タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン1、動的タイプ又は動的ライトタイプに限ります。）、カテゴリ8（タイプ4のコースUであって、プラン1、動的(ex)タイプ又は動的タイプに限ります。）又はカテゴリ9（タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン1、動的(ex)タイプ又は動的タイプに限ります。）に係る第6種契約者に限り提供します。	

第2表 工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））

1 適用

区 分	内 容
(11) 工事費の適用除外	次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。

～2020年9月7日

2020年9月8日～

ア 第6種オープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリー2及びカテゴリー3（タイプ5及びタイプ6のものを除きます。）のものに限ります。）又はカテゴリー8（動的タイプのものに限ります。）に関する工事

ア 第6種オープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリー2及びカテゴリー3（タイプ5及びタイプ6のものを除きます。）のものに限ります。）又はカテゴリー8（固定タイプのものを除きます。）に関する工事

2 工事費の額

2-1 オープンコンピュータ通信網サービス（第7種オープンコンピュータ通信網サービスのカテゴリーVPN及びカテゴリーvUTMに係るものを除きます。）に係る工事費の額

オープンコンピュータ通信網サービスの提供の開始、回線収容部の変更等、品目の変更、通信又は保守の態様による細目の変更、加入者回線の設置若しくは移転、利用者識別共通符号の変更等、同時セッション可能数の変更、回線終端装置の種類の変更等、第6種オープンコンピュータ通信網サービスの区別の変更若しくは利用内容の変更、付加機能の利用の開始、付加機能の利用内容の変更、端末設備の設置若しくは移転、回線調整、契約者カードの利用の開始、交換若しくは再発行又はその他の契約内容の変更に関する工事

2 工事費の額

2-1 オープンコンピュータ通信網サービス（第7種オープンコンピュータ通信網サービスのカテゴリーVPN及びカテゴリーvUTMに係るものを除きます。）に係る工事費の額

オープンコンピュータ通信網サービスの提供の開始、回線収容部の変更等、品目の変更、通信又は保守の態様による細目の変更、加入者回線の設置若しくは移転、利用者識別共通符号の変更等、同時セッション可能数の変更、回線終端装置の種類の変更等、第6種オープンコンピュータ通信網サービスの区別の変更若しくは利用内容の変更、付加機能の利用の開始、付加機能の利用内容の変更、端末設備の設置若しくは移転、回線調整、契約者カードの利用の開始、交換若しくは再発行又はその他の契約内容の変更に関する工事

(1) ネットワーク工事費

ア イ以外に関する工事の場合

区 分	単 位	工事費の額
(オ) 第6種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ7に係るものに限ります。）に関する工事の場合	(略)	(略)

(1) ネットワーク工事費

ア イ以外に関する工事の場合

区 分	単 位	工事費の額
(カ) 第6種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ7に係るものに限ります。）に関する工事の場合	(略)	(略)

第3表 附帯サービスに関する料金

第3 回線制御装置使用料

1 適用

区 分	内 容				
(1) 回線制御装置の種類等に係る料金の適用	<p>当社は、回線制御装置使用料の基本料を適用するにあたって、次表のとおり回線制御装置の種類等を定めます。</p> <p>イ 回線制御装置の種類</p> <p>(エ) IPoEルーター型</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>2 IPoE対応ルーター02は、第6種オープンコンピュータ通信網サービス（IPアドレスによる区別が固定タイプのものに限ります。）に限り提供します。</p>	種 類	内 容	(略)	(略)
種 類	内 容				
(略)	(略)				

第3表 附帯サービスに関する料金

第3 回線制御装置使用料

1 適用

区 分	内 容				
(1) 回線制御装置の種類等に係る料金の適用	<p>当社は、回線制御装置使用料の基本料を適用するにあたって、次表のとおり回線制御装置の種類等を定めます。</p> <p>イ 回線制御装置の種類</p> <p>(エ) IPoEルーター型</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>2 IPoE対応ルーター02は、第6種オープンコンピュータ通信網サービス（IPアドレスによる区別が動的タイプのものを除きます。）に限り提供します。</p>	種 類	内 容	(略)	(略)
種 類	内 容				
(略)	(略)				